

和歌山県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「消費性能に係る認定」という。）の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(知事が必要と認める図書)

第3条 省令第1条第1項又は第7条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消費性能向上計画の認定の申請を行う者が、当該申請に係る計画が法第30条第2項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることを申し出た場合であって、当該計画（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を受けなければならないものに限る。）に係る同法第18条の2第1項の規定により指定を受けた構造計算適合性判定の業務を行う者から交付を受けた同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（同条第7項に規定する適合判定通知書に限る。）を有するときは、当該通知書
- (2) 消費性能向上計画の認定の申請を行う者が、当該申請に係る計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この号及び第4号において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第4号において「登録住宅性能評価機関」という。）から交付を受けた品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次のア又はイのいずれかに該当するものに限る。）を有する場合には、当該設計住宅性能評価書

ア 法の施行後に新築し、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合する住宅に係るもの

イ 法の施行の際に現に存し、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合する住宅に係るもの

(3) 消費性能向上計画の認定又は消費性能に係る認定の申請を行う者が、当該申請に係る建築物について、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けた同法第30条第1項各号又は同法第2条第3項に規定する基準に適合していると認める旨を示す書面を有する場合にあっては、当該書面

(4) 消費性能に係る認定の申請を行う者が、当該申請に係る建築物について、登録住宅性能評価機関から品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（次のア又はイのいずれかに該当するものに限る。）を有する場合にあっては、当該建設住宅性能評価書

ア 法の施行後に新築し、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合する住宅に係るもの

イ 法の施行の際に現に存し、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年^{消費者庁}国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合する住宅に係るもの

(5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、認定の審査において必要と認める図書（申請の取下げ）

第4条 申請は、次に掲げる期間に限り、取り下げできるものとする。

(1) 消費性能向上計画の認定の申請の取下げにあっては、規則第3条の規定による認定の通知又は次条第1号の規定による認定しない旨の通知があるまでの間

(2) 消費性能に係る認定の申請の取下げにあっては、規則第8条の規定による認定の通知又は次条第2項の規定による認定しない旨の通知があるまでの間

2 前項各号に規定する申請の取下げは、知事に対して、それぞれ次に掲げる書面を当該申請を行った者が提出することにより行うものとする。

(1) 前項第1号の規定する申請の取下げにあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（別記第1号様式）

(2) 前項第2号に規定する申請の取下げにあつては、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届（別記第2号様式）

3 第1項各号に規定する申請の取下げがあつたときは、申請書の正本、前条各号に規定する図書のうち当該正本に添付された図書及びそれぞれ次に掲げると図書は返却しないものとする。

(1) 前項第1号に規定する申請の取下げにあつては、規則第1条第1項の規定により申請書の正本に添付することとされた図書

(2) 前項第2号に規定する申請の取下げにあつては、規則第7条第1項の規定により申請書の正本に添付することとされた図書

（認定しない旨の通知）

第5条 知事は、消費性能向上計画の認定又は消費性能に係る認定をしないこととするときは、それぞれ次に掲げる書面により、当該認定に係る申請をした者に対して、その旨を通知するものとする。

(1) 消費性能向上計画の認定をしない場合にあつては、認定しない旨の通知書（別記第3号様式）

(2) 消費性能に係る認定をしない場合にあつては、認定しない旨の通知書（別記第4号様式）

（建築工事完了報告書）

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従つてエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した旨の報告書（別記第5号様式）を、知事に対して提出するものとする。

（軽微な変更）

第7条 認定建築主は、省令第4条の規定による軽微な変更をしようとするときは、確認事項変更届（別記第6号様式）により、省令第1条第1項の規定により添付することとされた図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出するものとする。

（報告の徴収）

第8条 知事は、法第32条の規定による報告を求めるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況に係る報告を求めると旨の通知書（別記第7号様式）により、認定建築主に対して通知するものとする。

2 知事は、法第 38 条第 1 項の規定による報告をさせるときは、基準適合認定建築物に係る報告を求める旨の通知書（別記第 8 号様式）により、消費性能に係る認定を受けた者に対して、通知するものとする。

（建築の取りやめ）

第 9 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書（別記第 9 号様式）により、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る省令第 3 条第 2 項の規定する通知書を添えて、知事に提出するものとする。

（認定の取消し）

第 10 条 知事は、法第 34 条の規定による認定の取り消しをしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消し通知書（別記第 10 号様式）により、当該認定を受けた認定建築主に対して通知するものとする。

2 知事は、法第 37 条の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の取消しをしようとするときは、基準適合認定建築物に係る認定取消し通知書（別記第 11 号様式）により、当該認定を受けた者に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。